

J-STAGE 類似性チェックサービス (JaLC DOI 版) 利用規約

国立研究開発法人科学技術振興機構 (以下「機構」といいます。) は、科学技術情報発信・流通総合システム (以下「J-STAGE」といいます。) の有償のオプションサービスとして、論文等の類似性を検知する類似性チェックのためのウェブサービス「J-STAGE 類似性チェックサービス (JaLC DOI 版)」 (以下「本サービス」といいます。) を提供しています。

この規約 (以下、「本規約」といいます。) は、本サービスを利用するにあたり全ての利用者が遵守すべき事項について定めるものです。

第1条 (本サービス)

- 1 本サービスは、ジャパンリンクセンター (以下「JaLC」といいます。) が会員の利用に供する類似性チェックサービスで提供する、アメリカ合衆国の Turnitin, LLC (以下「Turnitin 社」といいます。) の剽窃チェックツール「iThenticate®」を利用しています。

iThenticate®とは、Turnitin 社が作成し所有するオリジナリティ・チェック・ソフトウェアで利用許諾されるものをいいます。本サービスは、過去に出版された論文等コンテンツのテキストと、確認しようとするコンテンツのテキスト (以下「提出テキスト」といいます。) との類似性を調べるものです。これは、提出テキストをデータベースと照合し、一致するテキストの例を示すシミュラリティ・レポートを生成する方法によります。データベースには、機構及び JaLC 会員が提供するコンテンツを含み Turnitin 社が収集する論文等あらゆるコンテンツのテキストによって構成されます。

- 2 本サービスは、iThenticate®で作成したシミュラリティ・レポートにより、提出テキストのコンテンツが既に公開されているか、不適切な引用、盗用、剽窃、二重投稿等の可能性の確認を通じて、不正な論文等コンテンツの J-STAGE での公開を防止することを目的として運営するものです。
- 3 本サービスを利用するすべての利用者は、本サービスにより提供される iThenticate®を本規約に従い利用するものとします。
- 4 本サービスの利用にあたっては、利用申請手続き (以下「本利用申請」といいます。) が必要となります。本利用申請を行う前に、必ず本規約の内容をよくお読み下さい。本利用申請をもって、本規約に同意したものとみなします。

第2条 (適用)

- 1 本規約は、J-STAGE から科学技術刊行物 (人文科学・社会科学に関するものを含まず)。

以下「科学技術刊行物」といいます。)を公開する発行機関(以下「発行機関」といいます。)による本サービスの利用にかかる一切の行為及び本サービスを利用する発行機関とJSTとの間の一切の關係に適用されます。本サービスを利用する発行機関は、本サービスの利用をもって、本規約に同意したものとみなします。

- 2 本サービスを利用する発行機関が、本サービスを利用する場合には、本規約と併せて、別途定める科学技術情報発信・流通総合システム利用規約(以下、「J-STAGE 利用規約」といいます。)が適用されるものとします。

第3条 (知的財産権)

- 1 本サービスには、機構、JaLC 又は Turnitin 社が提供するあらゆるレポート、及び著作物等が含まれます。

本サービスに関する名称、商標、商号、ロゴ、ドメイン名、その他本サービスにより提供されるレポート及び著作物等、これらに係るすべての知的財産権その他一切の権利は、機構、JaLC、Turnitin 社又は権利を有する第三者に帰属します。利用者は、法律上認められている場合を除き、これらの権利者に無断で利用することはできません。

- 2 本サービスは、使用が許諾されるものであり、これら一切の権利が利用者に譲渡又は移転されるものではありません。

第4条 (利用申請)

- 1 以下各号の全ての要件(以下「利用要件」といいます。)を満たす本利用申請を行う JaLC 準会員(以下「利用申請機関」といいます。)は、本規約に同意の上、機構に対し、機構の定める様式に従い、本サービスの利用対象誌を明記して本サービスの利用を申請するものとします。

(1) 発行機関であること。

(2) 機構が管理する JaLC 準会員であること。

(3) 利用対象誌は、編集出版プロセスを経て J-STAGE から公開している、又は J-STAGE 公開予定の科学技術刊行物であること。

(4) 利用対象誌の各記事には、デジタルオブジェクト識別子(以下「DOI」といいます。)の登録機関である JaLC が登録する DOI(以下「JaLC DOI」といいます。)が付与されていること。

(5) 利用対象誌の各記事に付与する DOI のリンクは J-STAGE をランディングページと

していること。

2 承認等

機構は、利用申請機関の利用申請内容が利用要件を全て満たしていると判断した場合にこれを承認し、JaLCにこれを利用申請します。JaLCは、この利用申請が利用要件を全て満たしていると合理的に判断した場合にこれを承認します。その結果は、JaLCから機構に通知され、機構により利用申請機関に通知するものとします。

ただし、利用申請において以下各号のいずれか（以下「欠格要件」といいます。）に該当することが判明したときは、機構及びJaLCは、当該利用申請機関の利用を承認しないことがあります。

- (1) 利用申請において虚偽の申告があること。
- (2) 不払いの発生、支払い遅延が認められる等、利用料の支払いが滞る恐れがあること。

第5条（アカウントの付与と管理）

- 1 前条第2項でJaLCが利用申請を承認した場合、JaLCは利用申請機関に対し本サービスの利用者アカウント（以下「アカウント」といいます。）を付与します。

機構は、本サービスの利用にあたり必要な事項を利用申請機関に通知します（以降、本承認通知を受けた利用申請機関を「利用機関」といいます。）。

- 2 利用機関は、アカウント及び本サービスの利用に必要なパスワードを秘密として管理し、本サービスを利用する必要がある自己の従業員、その他査読・編集・出版プロセスにおいて利用する必要がある関係者（以下あわせて「従業員等」といいます。）に限り利用させるものとします。

利用機関は、第7条(2)(3)(4)に従いアカウント及びパスワードを管理するものとします。

- (1) 利用機関は、アカウント及びパスワードを、従業員等以外に開示又は漏洩してはならず、開示を受けた従業員等に同様の義務を課すものとします。
- (2) 利用機関は、本サービスを利用する必要のなくなった者が、引き続き本サービスを使うことのないように管理し、不正利用を防止するものとします。

第6条（対象コンテンツの利用許諾等）

- 1 機構及び利用機関は、利用機関が J-STAGE 利用規約第 12 条において、本サービスの利用にあたり、次のとおり JaLC DOI を付与して J-STAGE で公開された全ての論文等コンテンツの全文テキスト（これを「対象コンテンツ」といいます。）を Turnitin 社に提供し、Turnitin 社へのサブライセンス（再許諾）を行うことを含め、機構に対し、その利用を許諾することを確認します。

利用機関は、対象コンテンツを、本サービスの利用を通じて特定されたテキスト・マッチングの例を記述したシミュラリティ・レポートを作成するためのインデックス作成及び文書の比較を行う目的でのみ利用する、世界中で有効な、非排他的、譲渡不能で、無償かつ再許諾可能な利用許諾を機構に付与したものとします（これらの論文、会議録、記事等、及び提出テキストに含まれる、テキスト以外のコンポーネントは、本規約において対象コンテンツとはみなされません。）。

さらに、利用機関は、提出テキストに関し、それが Turnitin 社によるシミュラリティ・レポートを提供する目的のために利用及び保有されることを許諾するものとします。

対象コンテンツに関する全ての権利、権原、著作権その他の知的財産権又はその他の所有権は、利用機関に留保されるものとします。

なお、利用機関に提供されるシミュラリティ・レポートには、特定された重複するテキストのコンテンツの全文テキストは表示されず、当該コンテンツへのリンクが表示されます。

本サービスは、本サービスの他のユーザのためのシミュラリティ・レポートを生成する目的にも利用されます。

ただし、当該シミュラリティ・レポートは、本サービスに組み込まれた対象コンテンツのスニペット（次で定義します。）及びその DOI（入手可能な場合）のみを含むものとし、対象コンテンツの全文テキストのサンプル又は全文テキストへのアクセスを提供してはならないものとなっています（リンクを経由してオリジナルの全文テキストにアクセスすることは禁止されていません。）。

本規約における「スニペット」とは、本サービスの利用を通じて対象コンテンツから特定された一致箇所の前後テキストを含む合計 24 行以下の抜粋表示をいいます。これには、一致する箇所が出現している文書に関する書誌データ及びウェブサイト上のコンテンツへの DOI ベースのリンクを含みます。

利用機関は、類似性チェックサービスの性質に鑑み、書誌データに著者の氏名等が含まれても、著者氏名等が、本規約に定めるとおりに利用及び提供されることに同意し、また当該本人の同意を得ているものとします。

対象コンテンツは、Turnitin 社又は Turnitin 社のエージェントが運用するサーバー上でホスティングされます（このサーバーを「データベース」といいます。）。

2. 対象コンテンツの提供方法

対象コンテンツを Turnitin 社に提供するため、利用機関は、対象コンテンツのメタデータが JaLC から Turnitin 社に提供されることに同意するものとします。その情報は JaLC が選択する方法で Turnitin 社に提供されます。

これらの情報を元に Turnitin 社は J-STAGE に対しクローリング等を行い、利用機関はそのデータの取得を受け入れるものとし、Turnitin 社は対象コンテンツを類似性チェックのためのデータベースにインデックス作成する権利を有するものとします。

3. 対象コンテンツの削除

(1) 削除の要請

利用機関は、自己の対象コンテンツの全部又は一部について、その削除要求をいつでも理由の如何を問わず行うことができます。

利用機関から DOI を明示して自己の対象コンテンツの全部又は一部を削除する要求があった場合は、機構は JaLC を通じて Turnitin 社に対し、削除を要求します（Turnitin 社は、削除のリクエストを受領した日の翌日から同社の 10 営業日以内に当該対象コンテンツの全部又は一部を削除します。）。

(2) 削除要請の方法

対象コンテンツの削除のリクエストは、第 9 条に定める J-STAGE センターによるサポート窓口に送信することにより行うことができます。当該リクエストには、削除すべき対象コンテンツの DOI を明記するものとします。

4. セキュリティ

Turnitin 社は、対象コンテンツが存在するサーバーを不正なアクセス及び利用から保護するために、商業的に合理的な対策を講じており、Turnitin 社の専有コンテンツ及びシステムに含まれる他の第三者の専有コンテンツに対して提供する保護と同等の安全性を有する技術が利用されています。

第 7 条（本サービス利用に伴う義務等）

- 1 利用機関は、本サービスの利用にあたり、以下各号に従うものとします。なお、利用機関は、従業員等が本規約に従うことに責任を持ち、その違反について責めを負うものと

します。

- (1) 提出テキストを、利用対象誌に関するものに限定すること。
 - (2) 本サービスは、利用機関の内部の目的にのみ利用すること。ここにいう内部の目的には、編集出版プロセスにおける利用機関の内部及び外部(編集委員会でのレビューなど)のステップが含まれます。
 - (3) 利用機関は、本サービスへのアクセスを、本サービスを利用する必要がある従業員等に限ること。本サービスを利用する従業員等を各自の本名及び現在の職名で登録し、変更があった場合は適時にアップデートして管理すること。
 - (4) 利用機関は、本サービスの利用に関連するアカウント及びパスワードの秘密性を厳格に保持し、当該パスワードをいかなる第三者とも共有しないこと。パスワードが本サービスの利用を認めた従業員等を超えて共有されないよう合理的な措置を講ずること。利用機関は、利用機関のパスワードを利用して行われる本サービスの利用全てにつき、単独で責任を負うものとします。
 - (5) 本サービスのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変又は本サービスの派生物の作成を行わないこと。
 - (6) 本サービスを譲渡、サブライセンス(再許諾)、レンタル、タイムシェアリング、ローン、リース、又はその他の形で本サービスを移転しないこと。直接又は間接的に第三者に対して本サービスの利用、又は複製を認めないこと。
 - (7) 本サービスの利用はすべて、Turnitin 社が同社のウェブサイト「Turnitin Acceptable Use Policy」に記載している (<https://www.turnitin.com/privacy/acceptable-use-policy>) に従うこと。
「Turnitin Acceptable Use Policy」は、本規約に組み入れられ、「Turnitin Acceptable Use Policy」に違反することは、本規約の違反となります。
「Turnitin Acceptable Use Policy」は Turnitin 社により随時改定されます。本サービスの利用にあたっては最新版をご確認下さい。改定版については、JST が選択する方法で通知します。改定の通知を受領した後も引き続き本サービスを利用した場合は、利用機関は当該改定を受諾したものと見なされます。
 - (8) 本サービス又は Turnitin 社が提供するいかなる文書、コンテンツ、もしくはレポートのいずれからも、権利の表示(著作権及び商標の帰属表示など)を取り除かないこと。
- 2 利用機関は、従業員等が、本サービスに対する各自のアクセスを、データベースに含まれているコンテンツ及び本サービスの全テキストの収集を目的としたアクセスに限ら

ず「バックドア」等の手段として利用しないことを証する責任を負うものとします。このための措置として、利用機関は、次の措置等を講じなければなりません。

- (1) 前項(1) (3) (4)を遵守し従業員等に遵守させるための合理的な措置を講ずること。
- (2) 本サービスの利用及び潜在的な濫用を監視するための合理的な措置を講ずること。
- (3) 本サービスの利用が認められていない者による利用やアクセスの有無を確認する場合には、Turnitin 社、JST 又は JaLC が自己の費用により年 1 回を超えない範囲で行う監査に応じること。

3 剽窃の判断と責任

- (1) 利用機関は、シミラリティ・レポートが比較対照を行うコンテンツ間のテキストの類似性を検出するツールに過ぎず、剽窃の存在を確定的に決定づけるものではないという認識と理解に基づき、提出テキストにおいて実際に剽窃が行われているか否かについて独立した専門的な判断を下し、当該判断について単独で全ての責任を負うものとします。
- (2) シミラリティ・レポートの第三者への開示は、利用機関の単独のリスクで行うものとします。

第 8 条 (アクセスの中断等)

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部へのアクセスが中断されることがあります。この場合において、機構、JaLC 及び Turnitin 社は、アクセスの中断又はサービスの停止により利用機関に生じた損害を賠償する責任を負いません。
 - (1) Turnitin 社が、本サービスへの損害又は品質低下を防止するために必要と判断したとき
 - (2) 法令、規則、裁判所の命令、政府の要請に従う場合
 - (3) その他、機構、JaLC 又は Turnitin 社に法律上の責任が生じる可能性を回避する場合
 - (4) 利用機関及びその従業員等が本規約に違反した場合
 - (5) メンテナンス等を行う場合
 - (6) 利用機関のシステムの不良、コンピュータ環境が不十分な場合又はインターネットに問題が生じた場合

(7) Turnitin 社の制御が及ばない、又は Turnitin 社が合理的に予見できない原因によるサービスの中断の場合（データの損失又は盗難、電気通信又はデジタル伝送リンクの中断又は不具合、インターネットの速度低下又は不具合、第三者のソフトウェア、ベンダー、又は製品の不具合又は不履行、及び通信、ネットワーク/インターネット接続、又はユーティリティの中断又は故障等を含みますが、これらに限定されません。）

(8) 機構又は JaLC の合理的な判断による場合

- 2 機構は、JaLC を通じて Turnitin 社からアクセス中断の通知を受けた場合、遅滞なく機構が選択する方法で、影響のある利用機関に通知するものとします。

第9条（サポート）

- 1 機構は、本サービスの制度、利用申請に係る手続き、利用料の請求及び支払い、その他本規約の内容について J-STAGE センターによるサポート窓口 <center@jstage.jst.go.jp> を用意しています。ご不明点については、本窓口までお問い合わせ下さい。
- 2 本サービスで提供される iThenticate® の利用方法、表示、技術的な問題についてはサポート対象外といたします。本サービスで提供される iThenticate® の仕様、具体的な利用方法、その他技術的な内容等にかかるご不明点に関しては、直接、iThenticate サポートチーム（日本語対応） <ithsupport@ithenticate.com> までお問い合わせ下さい。

第10条（利用料の支払い）

1 利用料

利用機関は、本サービスの利用回数に応じた利用料を機構に対し支払うものとします。

利用料の詳細は、機構が選択する方法で利用機関に通知します（なお、Turnitin 社、JaLC の利用料の設定に変更があった場合は、機構は利用料を変更することができます。また利用機関への請求額は為替レートの変動に影響を受けます。）。

2 支払い方法等

機構は、機構が定める方法により前項の利用料を算定し、これをもとに前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの利用分を翌年に一括して利用機関に請求します。

利用機関は、請求書記載の期限までに機構に対し本サービスの利用料を支払うものとします。

利用機関がこの機構の請求に応じない場合、機構は、かかる状況が改善されるまでの間、当該利用機関による本サービスの利用を停止することができます。

3 JaLC への協力

JaLC が Turnitin 社に対して支払う利用料の算定にあたり必要な情報を JaLC に提供する等、本サービスの利用に関連して JaLC の要請に基づいて機構が利用機関に協力を要請する場合、利用機関は、合理的な範囲内において協力するものとします。

第 11 条（保証及び責任の制限）

- 1 機構は、機構の知る限りにおいて本サービス（利用機関又は第三者が提供したコンテンツ・資料等を除きます。）が第三者の知的財産権を侵害していないこと、及び本規約に定めた通り本サービスを提供する合理的な努力をしますが、これらのほかは何らの保証もしません。

上記の保証を除き、本サービス（シミラリティ・レポートを含みます。）は、「現状のまま」及び「提供可能な範囲内」で提供されるものです。

- (1) 機構、JaLC 及び Turnitin 社は、明示、黙示、法定の保証か否かを問わず、商品性、特定目的への適合性、契約内容適合性、情報の質、権利を侵害していないこと、所有権・権原を有していること、などを含め（ただし、これらに限られません。）あらゆる種類の全ての保証を明示的に否認します。
 - (2) 本サービスの真実性、信用性、正確性、有用性、完全性及び本サービスの提供の継続性、安定性についても保証しません。
 - (3) 本サービスが適時に提供されること、安全であること、又は本サービスにエラー・欠陥が無いことについても保証しません。
 - (4) 裁判所の判断により、特定の保証の制限又は除外が認められない場合でも、機構の保証は、合法的に最大限に制限可能な範囲に限定されるものとします。
- 2 利用機関は本サービスにつき、以下の事項及び機構、JaLC 及び Turnitin 社がこれらに関する事項につき損害賠償責任を負担しないことを了承し、本サービスを自己の責任と判断の下で利用することに同意するものとします。
 - (1) 機構、JaLC 及び Turnitin 社はインターネットを運用又は管理するものではないこと。
 - (2) コンピュータウイルス、ワーム、トロイの木馬、その他の望ましくないデータ若しくはソフトウェア、又は許可されていないユーザー（ハッカーなど）が、利用機関

のデータ、コンピュータ、ネットワークにアクセスしてデータを入手しようとし、又はその他損害を与えることがあり得ること。

- 3 利用機関は、請求の種類、訴訟等の原因の性質を問わず、いかなる場合においても、機構、JaLC 並びに、Turnitin 社、その関連会社、役員、従業員、エージェント及びライセンスサーが、機構、JaLC 及び Turnitin 社が損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても、次のことに責任を負わないことに同意するものとします。

(1) シミラリティ・レポートに含まれる情報に基づいて下された決定、行われた行為又は行われなかった行為

(2) 従業員等がシミラリティ・レポートを第三者に開示したことから生ずる責任

(3) 間接的な損害、特別損害、偶発的な損害、派生的な損害、結果損害、付随的な損害、懲罰的な損害（収益の逸失及び利益の逸失を含むがこれらに限られません。）

- 4 機構、JaLC 及び Turnitin 社は、次の各項目について本サービス利用機関又は第三者に生じた損害について一切責任を負いません。

(1) 本サービスの提供を停止、中断又は終了したことにより生じた一切の損害

(2) 本サービスのシステムの障害により生じた一切の損害

- 5 次条第 2 項に定める補償義務を除き、本規約又は本サービスに起因又は関連して発生する機構の累積的な責任の総額は、契約責任、不法行為責任又はその他のいずれであるかを問わず、責任の原因となった事象の発生時点から過去 12 か月間に本サービスに対して利用機関が機構に支払った金額（該当するものがある場合）を上回らないものとします。

裁判所の判断により、本契約に定める責任制限の規定がその条項どおり認められない場合、本規約上の機構の責任は、法律が認める範囲内で、最大限に制限されるものとします。

責任の制限及び責任の上限額は、本条第 1 項で定める明示的な保証がその本質的な目的を果たしていない場合でも適用されるものとします。

- 6 利用機関の対象コンテンツは、Turnitin 社に提供されます。この対象コンテンツは、機構、利用機関、本サービスのその他の利用機関、JaLC が別途提供する類似性チェックサービスの利用者、及び Turnitin 社のその他の顧客へのサービスの提供に際してのみ利用されます。利用機関は、Turnitin 社によるこの対象コンテンツの利用につき同意するものとします。

第12条（補償）

- 1 利用機関は、機構、JaLC、並びに Turnitin 社、その関連会社、役員、従業員、エージェント及びライセンサー（以下総称して「被補償者」といいます。）が、①利用機関による本規約違反、②対象コンテンツに起因する何らかの請求や法的手続（以下「請求等」といいます。）を受けた場合には、かかる請求等に対し、必要な防御を行い、また、かかる請求等の結果、被補償者が負担した責任及び被った損害を補償しなければなりません。この場合、利用機関は、対象事項に関連する請求等により、被補償者により生じた全ての責任、損害、費用（合理的な弁護士費用を含みます。）について被補償者に補償しなければなりません。
- 2 被補償者は、前項の補償を受けるには、請求等について利用機関に書面で速やかに通知し、かつ防御及び関連する全ての交渉において利用機関がコントロールすることを認めるとともに十分に協力しなければならないものとします。

なお、以下については、利用機関の負担する補償義務の対象に含まれません。

- (1) 本サービス（対象コンテンツを除く。）に起因する請求等
- (2) Turnitin 社が、対象コンテンツ及び提出テキストの利用にあたり、機構が義務づけた利用条件に従わなかったこと
- (3) 機構が本規約に基づき利用機関に補償義務を負っている事項

第13条（サービスの終了）

- 1 本サービスは、機構と JaLC、JaLC と Turnitin 社の契約のいずれかが終了した場合、同時に終了します。この場合、機構は、可能な限りにおいて、利用機関に対し、その 30 日前までに、書面をもって通知するものとします。利用機関は、かかる契約及びこのサービスの終了について、事由の如何を問わず、機構、JaLC、及び Turnitin 社に対して異議を述べないものとします。

なお、JaLC と Turnitin 社の契約が終了した場合、Turnitin 社は、速やかに全ての対象コンテンツを削除し、対象コンテンツの利用を停止することとなっています。

- 2 利用機関が本サービスの利用中止を希望する場合、利用機関は、機構に対し、30 日前までに書面をもって通知することにより、本サービスの利用を終了することができます。
- 3 利用機関が次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、何らの催告を行うことなく本サービスの提供を終了することができるものとします。

- (1) 利用要件のいずれかを満たさなくなると認められるとき（又は欠格要件に該当すると認められるとき）
- (2) 本規約にかかる重大な違反があったとき
- (3) 利用機関が、本規約に違反（前号の場合を除く。）し、機構から書面又は電子メールによる相当な期間を定めた催告があったにもかかわらず、当該期間内に違反を是正しないとき
- (4) 解散したとき
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じたとき
- (6) 銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき
- (7) 差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき
- (8) その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき
- (9) 前各号のほか、利用機関が本規約に定める義務を遵守することが困難な状況にあると機構が合理的に判断したとき

第14条（個人情報等の取り扱い）

- 1 機構は、本サービスの円滑な運営に必要な範囲で、利用申請機関（申請が承認され、利用機関となり本サービスを利用する場合を含みます。以下本条において同じです。）の個人情報を収集しています。

機構で収集した利用申請機関の各種情報は、各法令・規範に従い適切な管理を行うとともに、個人情報・プライバシー等の保護に努めます。

収集した各種情報については、以下に掲げる利用目的の範囲内で、機構において適切に取り扱います。

利用申請機関は、機構が以下の個人情報を収集し以下の目的で利用されることに同意するものとします。

なお、これらの情報に変更が生じた場合、利用申請機関は速やかに変更後の情報を機構に通知するものとします。

- (1) 収集する情報

利用申請機関より、本サービスの利用のため機構の定める様式でご提出いただく、又は変更後に通知いただく個人情報。

(2) 利用目的

- ① 機構における本サービス利用の審査・承認、本サービス利用にかかる利用料の請求、その他各種連絡及び問合せの為
- ② 本サービスの利用者管理の為、JaLC への提供
- ③ 本サービスのアカウント作成の為、JaLC を経由して Turnitin 社への個人情報の第三者提供

2 機構は、次のいずれかに該当する場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示又は提供することはありません。

- (1) ご本人の同意がある場合
- (2) 取得した個人情報の取り扱い業務の全部又は一部を業者に委託する場合
- (3) ご本人を識別することができない状態で開示・提供する場合
- (4) 法令に基づき開示又は提供を求められた場合
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
- (6) 国又は地方公共団体等が公的な事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

3 機構は、これら収集した情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

また、機構が保有する個人情報の全部又は一部を第三者に処理等を委託する場合は、委託先の選定に配慮するとともに適正な管理を行うよう、必要な監督等に努めます。

4 機構は、本条の内容の全部又は一部を変更することがあります。Turnitin 社、JaLC が定める個人情報等の取り扱いに変更があった場合は、機構は本条を変更することがあります。内容を変更する場合は、第 16 条に従い発効日を定めて機構が適当と認める方法でお知らせします。

5 ご不明点については、第 9 条に従い J-STAGE センターによるサポート窓口 <center@jstage.jst.go.jp>までお問い合わせ下さい。

第15条（譲渡禁止、名称使用等）

- 1 利用機関は、機構の事前の書面による同意なく、本規約上の地位及び本規約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとします（合併等による場合は、利用機関は機構に書面又は電子メールで通知するものとします。）。
- 2 機構、JaLC 又は Turnitin 社が、事前に利用機関の書面又は電子メールによる承諾を得た場合、利用機関が本サービスの利用者であることを、本サービスの宣伝・販売促進に用いることができるものとします。
- 3 機構、JaLC 及び Turnitin 社は、ストライキ、ロックアウト、暴動、戦争、法令の改正、火災、洪水、地震、嵐、電力不足、インターネットが使えないことなど、不可抗力事由又は合理的な支配を超える事由による、遅延、エラー、本サービスが稼働しないことや中断・破損等に何らの責任を負いません。

第16条（本規約の変更）

- 1 機構は、合理的に必要と判断したときは、発効日を定めて本規約を変更することができるものとします。
- 2 前項の場合において、機構は、変更後の規約を本サービス上で公表、その他 JST が相当と認める方法で利用機関に周知します。
- 3 利用機関が本規約の変更不同意の場合、当該利用機関は本サービスの利用を終了することができますが、利用機関が、かかる変更の発効日後に本サービスを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなされます。

第17条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本規約は日本法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとします。
- 2 本サービスの利用に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（R5 科振情基第 173-1 号）本規約は、令和5年9月29日から施行する。